

令和6年5月8日

一宮市選挙管理委員会運営規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市選挙管理委員会  
委員長 倉兼 清子

一宮市選管規程第2号

一宮市選挙管理委員会運営規程の一部を改正する規程

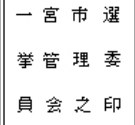
一宮市選挙管理委員会運営規程(昭和51年一宮市選管規程第2号)の一部を次のように改正する。


現行	改正後
第7章 公印 (公印) 第31条 第24条第3号の規定に基づき委員会が 管守する公印は、次のとおりとする。 【別記 参照】	第7章 公印 (公印) 第31条 略  【別記 参照】 (電子印の使用) 第32条 公印の押印を必要とする文書で委員 会が必要と認めるものについては、公印の押 印に代えて、電子計算機に記録した当該公印 の印影を打ち出すことができる。 2 前項の打ち出しに当たっては、電子計算機 に記録した公印の印影が不正に使用される ことのないよう措置しなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。


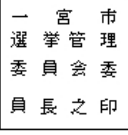
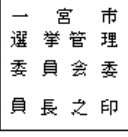
【別記】

現行

公印の種類	書体	寸法(ミリメー トル)	ひな形	用途	管守者
略					
一宮市選挙管理委 員会之印	てん書	方34		委員会名を使 用する乗車用 腕章、標旗、街 頭演説用腕章 専用(印刷用)	事務局長

一宮市選挙管理委員会委員長之印	てん書	方 24		委員長名を使用する文書	事務局長
略					

改正案

公印の種類	書体	寸法(ミリメートル)	ひな形	用途	管守者
略					
一宮市選挙管理委員会之印	てん書	方 24		委員会名を使用する乗車用腕章、標旗、街頭演説用腕章専用(印刷用)	事務局長
一宮市選挙管理委員会委員長之印	てん書	方 24		委員長名を使用する文書	事務局長
一宮市選挙管理委員会委員長之印	てん書	方 24		委員長名を使用する文書(電子計算機による押印用)	事務局長
略					

付 則

この規程は、公布の日から施行する。